

## 区民と事業者の健康活動促進事業運営業務提案募集要項

区民と事業者の健康活動促進事業運営業務に関する委託契約を締結するに当たり、下記のとおり提案書を募集します。

### 記

#### 1 委託業務の主旨

区民の健康寿命を延伸させ社会保障制度を維持し持続可能なまちづくりを進めるため、健康活動に向けた行動変容を促すためのスマートフォン用アプリケーションソフトウェア（以下「健康アプリ」といいます。）を区民及び区内事業者（以下「区民等」といいます。）に提供・普及し、その管理・運営等をするものです。

#### 2 事業背景

##### (1) 位置付け

国は、健康増進に係る取組として、国民の健康づくりを社会全体で、総合的・計画的に推進するため、国民健康づくりを数次にわたって展開してきました。令和6年度からは、健康寿命の延伸・健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースの基本的な方向を示す「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を開始しており、本区を含め、国を挙げて全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指しています。

本区では、将来像や理念、基本的な方向性を葛飾区基本構想に掲げ、これを実現するため葛飾区基本計画を策定しており、令和6年3月には、基本計画の具体的な事業計画として、葛飾区中期実施計画（以下「中期実施計画」といいます。）を策定したところです。国の動向を踏まえつつ、基本計画に掲げる「健康長寿のまち、葛飾」推進プロジェクトを実現するため、中期実施計画に計画事業として位置付けた区民と事業者の健康活動促進事業（以下「本事業」という。）の一部である本委託業務は、一層推進していく必要があります。

##### (2) 現状と課題

少子高齢化が進展する中、社会保障制度を維持し持続可能なまちづくりを進めるためには、健康寿命の延伸が不可欠です。令和3年における本区の65歳健康寿命は、男性が80.77歳、女性が82.75歳で、いずれも東京都の平均

を下回っています。本区の 65 歳健康寿命を延伸させるために、令和 3 年度から健康アプリを区民等に提供し、健康活動に対してインセンティブを付与しながら行動変容を促してきました。しかし、健康寿命、社会保障給付費に与える影響を更に高めていくためには、本事業の規模を拡大させ、効果を定量的に測定し改善するなど、効果的な展開を図っていく必要があります。

### (3) 今後の方向性

今後は、区民等が楽しく健康活動に取り組めるように、様々なサービスとの繋がりなどを見据えた健康アプリを提供し、効果的なプロモーションも実施することで、本事業の参加者、参加事業者を増やしていくこととしています。また、本事業を通じて取得したデータを活用しながら健康活動に向けた行動変容を促し、区などが実施する様々な健康に関する取組に適切につなげていきます。さらに、本事業の効果を定量的に測定・評価する方法を確立し、改善を図ることで、より効果を高めていきます。なお、中期実施計画において、活動目標、成果目標を次の各表に掲げるとおりとしております。

## (活動目標)

活動量 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	合計
1	健康ポイントサービスによる健康活動促進				
①事業の参加者数 (人)	5,000	10,000	20,000	30,000	65,000
②事業の参加企業数 (事業所)	50	100	200	300	650
③かつしかP A Yとの連携	検討・実施	実施	実施	実施	—
④A Iを活用した個人に最適な健康活動の提案	検討・実施	実施	実施	実施	—
2	健康経営				
①事業者認証	検討・実施	実施	実施	実施	—
②健康経営認証事業者向けの融資	検討・実施	実施	実施	実施	—

## (成果目標)

成果・評価指標 (単位)	6年度	7年度	8年度	9年度	参考 現状値 (4年度)
1	健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%)				
	73.5	74.0	74.5	75.0	72.5
2	65歳健康寿命				
	男：80.92 女：81.81	男：80.99 女：82.84	男：81.07 女：82.87	男：81.14 女：82.90	男：80.77 女：82.75 ※3年度実績

出典等：1 政策・施策マーケティング調査

2 「65歳健康寿命(東京保健所長会方式)」(東京都福祉保健局)

### 3 履行期間

令和6年8月1日（木曜日）から令和10年3月31日（金曜日）まで

なお、契約は年度ごとに締結することとし、各年第1回区議会定例会において審議される当該年度予算の成立をその条件とします。

### 4 提案限度価格（税込み、消費税10%で計算）

総額 115,148,000円

（内訳）

令和6年度 19,943,000円

令和7年度 29,821,000円

令和8年度 32,692,000円

令和9年度 32,692,000円

### 5 業務内容

#### （1）区民等に対する健康アプリ等の提供

別添1「健康アプリ機能要件一覧表及び対応可否回答票」に記載の必須機能を満たした健康アプリを区民等に提供し、管理・運営をすることとします。

健康アプリの初期セットアップ期間は、令和6年9月末日までとし、同年10月1日までに区民に提供を開始することとします。なお、具体的な、サービス提供開始時期は、区と受注者との協議によるものとします。

#### （2）本事業の管理・運営

##### ア 本事業への参加を促すプロモーション

中期実施計画に掲げる本事業の参加者、参加事業数を達成するように必要なプロモーションを実施することとします。また、プロモーションで使用したチラシなどの配布物及び素材は、区が実施する本事業のプロモーションにおいて活用できることとします。

##### イ 2次元コードの発行

健康アプリをスマホにダウンロードできるApp Store及びGoogle play storeのページに遷移するための2次元コードを発行することとします。

##### ウ コールセンター業務

本事業に関する区民等からの問合せについて、対応できる体制を構築することとし、これに応答することとします。

##### エ 区民等に対する事業説明会等

区が実施する区民等に対する事業説明会や操作説明会において、必要な支援を実施することとします。

##### オ 区民等に対する日々の健康状態を把握する機会の提供

区民等に対し、日々の健康状態を把握する機会を提供し、その情報を健康アプリで管理できることとします。

カ 区内事業者向けの対応

(ア) 参加事業者の従業員への健康アプリの提供

区の指示に従い区内事業者の従業員に対し、前項の健康アプリを提供することとします。

(イ) 健康経営事業者認証の通知

区の指示に従い区内事業者に対し健康経営事業者認証をした旨の通知をすることとします。

(ウ) 健康経営事業者認証の公表

健康経営事業者認証を受けた参加事業者を健康アプリ内で公表することとします。

キ 報告

(ア) 受注者は、次の各号に掲げる事項について、定量的に測定・評価した結果を報告書にまとめ年に2回、区の指示した時期に報告することとします。

- a プロモーションの実施状況及びその成果
- b 参加者数及び参加事業者数
- c 行動変容を促す取組の実施状況及びその成果
- d その他、区と受注者との協議により決定したこと

(イ) 前号のほか、適宜、区と受注者との協議により、必要な情報を区に提供することとします。

ク 本委託契約により収集されたデータの契約満了時における次期受注者への引継ぎ

本委託契約が満了し、区民等に提供する健康アプリが変わる場合には、本委託契約により収集されたデータを円滑に次期サービスに移行できるように、次期受注者に引き継ぐこととします。

ケ 補助金申請への協力

区が国、東京都又はその両方に対する補助金を申請するために、区の指示により資料の作成等の協力をすることとします。

コ その他、区民等の健康活動を促進するための取組

その他、区民等の健康活動を促進するための取組を実施することとします。

6 提案内容及び配点

「2 事業背景」、「5 業務内容」に記載の内容を踏まえ、提案してください

い。提案内容及び配点は、次の各号に掲げるとおりです。

(1) 行動変容を促し、継続させるための仕組み【50点】

区民等に対して健康活動に向けた行動変容を促し、継続させるための仕組みについて、葛飾区の魅力、地域経済の活性化に触れながらインセンティブの活用について提案してください。

(注釈) 令和6年度のインセンティブの財源は、13,250,000円であり、「4提案限度価格」には含みませんが、インセンティブの“付与”に係る事務などに要する経費は、本委託に含むものとします。また、令和7年度以降のインセンティブの財源に係る各年度予算は、本事業参加者数の状況等を踏まえ、区と受注者との間で協議をさせていただく予定です。ただし、予算は、各年第1回区議会定例会において審議される当該年度予算の議決をもって成立するものです。

(2) 参加者数、参加事業者数を拡大する戦略【40点】

ア 中期実施計画に掲げる各年度の目標を達成させるための戦略について、提案してください。

イ 区民に本事業を周知するためのキャッチフレーズを提案してください。

ウ 区民に本事業を周知するためのチラシをA4判縦片面で1頁PDFファイルで作成してください。

(注釈) 提案を受けたキャッチフレーズ及びチラシは、受注者となるものからの提案を除き、本提案以外の目的に使用しません。

(3) データを活用した効果測定・分析・反映【30点】

本事業を通じて蓄積したデータを活用し、施策へ反映させる仕組み及び本事業の目的を達成するためのKPIを設定して本業務の効果を定量的に測定・評価することで改善等に繋げる仕組みについて、提案をしてください。

(4) 業務の執行体制【10点】

本事業実施における管理・運営体制について、提案をしてください。また、類似業務の実績があれば、提案してください。

## 7 参加資格

(1) 葛飾区における競争入札参加資格を有していること

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

(3) 葛飾区契約事務規則(昭和39年葛飾区規則第7号)に基づく出入禁止又は葛飾区競争入札参加有資格者指名停止等基準(平成21年3月31日20葛総契第339号区長決裁)に基づく指名停止(指名保留)期間中でないこと

(4) 葛飾区契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年10月29日24葛

- 総契第 539 号区長決裁) に基づく入札参加除外措置を受けていないこと
- (5) 令和 6 年 4 月 15 日前 2 年間に銀行取引停止などがなく、経営不振の状況にないこと
  - (6) 全ての税について滞納がないこと
  - (7) 別添 1 「健康アプリ機能要件一覧表及び対応可否回答票」において、必須機能としている項目に対し「×」対応不可と回答していないこと

## 8 参加受付

### (1) 受付期間

令和 6 年 4 月 15 日（月曜日）から同年 5 月 8 日（水曜日）17 時まで

### (2) 提出書類

#### ア 健康アプリ機能要件一覧表及び対応可否回答票【別添 1】

（注釈）提出された健康アプリ機能要件一覧表及び対応可否回答票に関し疑義が生じた場合は、区から問い合わせをすることがあります。

#### イ 参加申込書【別添 2】

### (3) 提出先

参加希望者は、以下のいずれかの方法により提出することとします。

#### ア 郵送等

以下に記載の提出先に受付期間内必着で郵送等により送付してください。

#### イ 持参

以下に記載の提出先にご持参ください。持参の日時は、持参希望日の 2 営業日前までに以下の電話番号にご連絡の上、調整してください。

〒124-8555 葛飾区立石五丁目 13 番 1 号

葛飾区政策経営部政策企画課（総合庁舎本館 6 階 608 番窓口）

担当：村杉・伊藤

電話：03-5654-8177

## 9 提案書の提出者の選定

区は、提出された参加申込書の審査結果を、令和 6 年 5 月 21 日（火曜日）までに書面により通知します。

## 10 提案書等の提出

### (1) 受付期間

令和 6 年 6 月 4 日（火曜日）から同月 17 日（月曜日）17 時まで

### (2) 提出書類

## ア 提案書

提案書は、【別添 3】の提案書様式を使用することとし、PDFファイルで、社名及び製品名の表示があるものとそうでないものの2種類を提出することとします。なお、頁数は、表紙及び目次を除き 20 頁以内とすることとします。ただし、提案書様式は、行の追加、枠の拡大、ページの追加、配置の移動など、必要に応じて調整いただくことは可能です。

## イ 見積書

「4 提案限度価格」の範囲内で見積書を作成してください。作成は、【別添 4】の見積書様式を使用してください。

## (3) 提出方法

前号の提出書類は、「16 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付していただくか、又は区が 5 月中旬に提案書提出者あてにメールにより案内するWEBサイトにアップロードしてください。提出するファイルの容量が、メール送付で 3MB を、メールにより案内するWEBサイトへのアップロードで 10MB を超える場合は、大容量ファイルの受渡しができるサイトのURLをご希望のメールアドレスに送付しますので、「16 問い合わせ先」までご連絡ください。なお、土曜日及び日曜日は、大容量ファイルの受け渡しができるサイトの案内ができませんのでご注意ください。

## (4) 質問の受付及び回答

ア 提案書等提出に係る質問は、質問書【別添 5】に記入し、令和 6 年 5 月 22 日（水曜日）から同月 28 日（火曜日）17 時まで電子メールで行うこととします。質問先の電子メールアドレスは「16 問い合わせ先」とおりです。

イ 電話での質問には応じません。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合は、質問者へ電話で問い合わせをします。

ウ 質問事項の回答は、令和 6 年 6 月 4 日（火曜日）までに全提案者に電子メールで通知します。

## 11 提案内容についてのヒアリングの実施

### (1) ヒアリングの実施

提案内容のヒアリングを令和 6 年 7 月 1 日（月曜日）又は同月 3 日（水曜日）に実施します。提案者は、提案書について、簡潔明瞭に説明をしてください。出席者は、3 名までとし、説明者は、受注者としての業務を行う上での責任者及び担当者とし、提案書の説明は、記載の内容を基本とし、補足説明を超えるものは認めません。ヒアリングの時間割は、事務局からのヒアリングの案内が 5 分、提案書の説明が 20 分、質疑応答が 25 分です。なお、ヒアリング実施の詳細につきましては、提案者へ電子メールで通知します。

## (2) 提案書記載内容の確認

提案者が提出した提案書の内容を確認するため、区が提案者に対し、質問をする場合があります。本区から質問を受けた場合は、その都度指定する期日までに回答することとします。質問事項及び回答は、電子メールで行うものとします。なお、回答内容も提案の一部として取り扱うので留意することとします。

## (3) ヒアリングの内容の情報公開

ヒアリングの内容の情報公開は、提案者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等を事前に十分な確認を行った上で決定します。

## 12 最優秀提案者の決定等

(1) 選定委員会は、提案内容を総合的に審査し、一定の水準を満たした者を優秀提案者とします。

(2) 選定委員会は、優秀提案者の中から順位付けを行い、最優秀提案者を決定します。

(3) 選定結果は、自己の結果のみを各提案者に電子メールにて通知します。

(4) 選定の経過及び結果（最優秀提案者・優秀提案者名、採点結果等を含みます。）は、契約締結後、葛飾区ホームページへの掲載等により公表します。

(5) 審査内容に対する問い合わせには、応じないものとします。

## 13 最優秀提案者の決定予定時期

令和6年7月上旬

## 14 契約の締結等

(1) 本業務の契約は、最優秀提案者と締結します。

(2) 契約時期は、令和6年8月1日（木曜日）を予定しています。

(3) 最優秀提案者が辞退又は特別な理由により契約締結ができない場合は、12(2)で順位付けをした優秀提案者の順に契約交渉をします。

## 15 その他留意事項

(1) 提案書は、可能な限りわかりやすく平易な表現とすることとします。

(2) 提出期限までに提出書類が到達しなかった場合は、参加資格を失います。

(3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(4) 提出書類は、返却しません。

(5) 区は提出書類について、業者の選定及び契約の締結以外の目的で、提出者に無断で使用しないこととします。

- (6) 提出書類は情報公開の対象となります。ただし、明らかに法人等に不利益を与えると認められるもの等については、非公開とします。なお、提出された提案書の公開・非公開については、提案書の提出者に対し、公開する場合における不利益の有無、程度等について、事前に十分な確認を行った上で決定します。
- (7) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めません。
- (8) 受注者は、個人情報保護法及び葛飾区情報セキュリティに関する規則（令和2年3月31日規則第11号）を遵守することとします。

16 問い合わせ先

葛飾区政策経営部政策企画課 担当 村杉・伊藤  
〒124-8555 葛飾区立石五丁目13番1号  
電話：03(5654)8177（直通）  
e-mail：KST@city.katsushika.lg.jp